

## 今回のテーマ：雇用調整助成金に、またまた特例措置？

Q. 6月12日付で、雇用調整助成金の特例措置が発表されたと聞きました。どのような内容なのでしょう？

A. 雇用調整助成金の緊急対応期間が令和2年4月1日から令和2年9月30日に延長されました。この緊急対応期間の延長により、これまで緊急対応期間の特例としていたものを、すべて延長することになりました。

主な延長される内容としては

- ① 生産指標要件の緩和（1ヶ月 10%以上低下→5%以上低下）
- ② 雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象に含める（緊急雇用安定助成金）
- ③ 被保険者期間要件の撤廃（継続して雇用された期間が6ヶ月未満の者も対象）
- ④ 支給限度日数とは別に緊急対応期間中の休業等の数を使用できる
- ⑤ 短時間一斉休業の要件の緩和
- ⑥ 自宅での教育訓練等を可能とする

その他には、1人1日当たり助成額の上限を 8,330円から15,000円まで引き上げ、また、解雇等を行わない中小企業の助成率を10/10に引き上げることなどが決定しました。

## 上限額および助成率も引き上げ！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問  
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和  
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205  
湖東ビル 2階 2-2号室  
TEL 077-518-1960  
FAX 077-586-7481  
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp  
HP <http://www.office-kojitani.com/>



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### 執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

**労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！**